

月収額の計算方法

1. まず、年間総収入金額を計算します。（収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算し、2の年間所得金額で合算してください）

あなたは給与所得者？ 年金所得者？ その他の所得者？

●給与所得とは

給料、賃金、ボーナス等の所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者等の収入をいいます。給与所得と言う総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

●年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給等の所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）による所得については、0円としてください。

●その他の所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

A 給与所得者の場合

B 年金所得者の場合

C その他の所得者の場合

就職時期など	計算のしかた
現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載のある額)
現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
現在の勤務先に就職してからまだ給与(1ヶ月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1か月分の給与 $\times 12$

年金の受給期間	計算のしかた
1年以上引続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額 (年金額の改定があった場合は改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額 (年金額の改定があった場合は改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額

開業等の時期	計算のしかた
前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額
前年1月2日以降に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「A 給与所得者の場合」を参考にしてください。

A

年間総収入金額

	円
	円

次へ

B

年間総収入金額

	円
	円

次へ

C

年間所得金額

	円
	円

次へ

月収額の計算方法

2. 次に、1で計算した年間総収入金額から、年間所得金額を計算します。

A 給与所得者の場合

B 年金所得者の場合

C その他の所得者の場合

収入金額によって計算方法が異なります。

年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得金額=0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	-10万円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000$ 円	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000$ 円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円	
8,500,000円以上	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
	年間総収入金額 - 1,950,000円	

年齢	年間総収入金額		年間年金所得金額	
65歳以上		1,100,000円以下	年間年金所得金額=0	
		1,100,001円以上 3,299,999円以下	年間総収入金額 - 1,100,000円	-最高10万円※
		3,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	-10万円
		4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円		
64歳以下		600,000円以下	年間年金所得金額=0	
		600,001円以上 1,299,999円以下	年間総収入金額 - 600,000円	-最高10万円※
		1,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	-10万円
		4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円		

※10万円未満のときはその金額

年間給与所得金額

	円
	円

年間年金所得金額

	円
	円

年間所得金額

	円
	円

年間所得金額合計

= ① 円

月収額の計算方法

3. 最後に、2で算出した所得金額から、控除額を差し引いて月収額を計算します。

控除の種類	控除対象となる方	控除額の計算	控除額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円 × 人	円
特別控除	老人控除対象配偶者控除	1人につき	円
	老人扶養控除	10万円 × 人	円
	扶養親族控除	1人につき 25万円 × 人	円
	障がい者控除 ※下記の特別障がい者に該当する方以外	1人につき 27万円 × 人	円
	特別障がい者控除	1人につき 40万円 × 人	円
	かふ 寡婦控除	1人につき 最高 27万円 × 人 <small>(左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときは、その額)</small>	円
ひとり親控除	1人につき 最高 35万円 × 人 <small>(左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときは、その額)</small>	円	

年間所得金額合計 ① 円 - 控除額の合計 ② 円 = 控除後の年間所得金額 円 ÷ 12 = 計算後の月収額 ③ 円

※申込家族全員分の計算後の月収額(③)が、158,000円以下であれば申込みことができます。

- ・申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。
- ・裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下でも申込みことができます。